



コムラサキ

花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安 蒜 俊 雄

〒271-0046
松戸市西馬橋蔵元町93
Phone : 047 (341) 8811
Fax : 047 (341) 8080

10月 (神無月) OCTOBER

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31

ワンポイント ふるさと納税の申告手続き簡素化

これまでふるさと納税を行い確定申告で寄附金控除を受ける際は、寄附ごとに自治体の「寄附金の受領書」が必要でした。令和3年分確定申告からは手続きが簡素化され、国税庁から指定を受けたふるさと納税サイトを運営する特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」の添付で済むようになります。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月11日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 11月1日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 11月1日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 11月1日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月~9月分) 11月1日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 11月1日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 11月1日 (労働保険事務組合委託の場合は11月15日)



贈与については、個人間や法人間だけではなく、個人と法人の間でも行われるものです。分類すると、①個人から個人、②個人から法人、③法人から個人、④法人から法人、の四つに区分することができます。そして、個人間での贈与は贈与税が課税されますが、その他では、それぞれ課税の取扱いが異なりますし理解しにくいところもありますので、ここで簡単に整理してみます。

贈与における個人と法人の課税上の取扱い (贈与形式による課税関係)

図表 1 贈与税の速算表 (相続時精算課税制度を適用しない場合)

基礎控除後の課税価格	一般		特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0円	10%	0円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円	40%	190万円
1,500万円以下	45%	175万円	45%	265万円
3,000万円以下	50%	250万円	50%	415万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円 超			55%	640万円

1 個人から個人

個人から個人への贈与では、財産の贈与者には税金がかからず、財産の受贈者に原則として贈与税がかかります。

(1) 課税方法

課税方法には、「暦年課税」のほか、親子間などの贈与で一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

暦年課税は、一暦年ごとに一〇万円までは基礎控除とし

て贈与税がかかりません。また、父母や祖父母などの直系尊属から、その年の一月一日において二〇歳以上の子・孫などへの贈与には特例税率があります(図表1参照)。

相続時精算課税制度は、贈与を受けたときに、累積で二、五〇〇万円までの特別控除額及び一定の税率(二〇%)で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

(2) 主な特例制度

① 配偶者からの贈与の特例制度

婚姻期間が二〇年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、一定の要件の下で基礎控除のほかに最高二、〇〇〇万円までの控除(配偶者控除)が受けられます。

② 住宅取得等資金の非課税制度

直系尊属から住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合において、受贈者が贈与を受けた年の一月一日において二〇歳以上であること等の一定の要件を

満たしていれば、一定額まで贈与税が非課税とされます。

③ 教育、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度

直系尊属から一定年齢の子や孫が、金融機関との契約に基づき、教育資金などの贈与を受け、た場合は、教育資金は一、五〇〇万円、結婚・子育て資金は一、〇〇〇万円まで(結婚資金は三〇〇万円が限度)贈与税が非課税とされます。

2 個人から法人

(1) 法人への贈与

法人は、時価で財産の贈与を受けたとして、その受贈益は法人税の課税対象とされます。具体的には、期末資本金一億円以下の法人の場合、年八〇〇万円までの所得金額には一五%、超過分は二三・二%の法人税がかかります。また、地方法人税が基準法人税額に対し一〇・三%かかります(事業税、住民税省略)。

土地を例に仕訳をすると、次頁の仕訳1のようになります。一方、個人も「みなし譲渡所得課税」が適用されます。

(仕訳1)
借方 貸方
(土地) × × × / (受贈益) × × ×

(仕訳2)
借方 貸方
(寄附金) × × × / (土地) × × ×
/ (売却益) × × ×

具体的には、財産を時価で譲渡（売却）し収入があったとみなし、その財産の時価から取得費等を差し引いた差額に対して所得税が課税されます。そのため、購入時よりも値上がりしている土地のように含み益がある財産を法人に贈与すると、個人にも税金がかかることになりません。なお、現金で贈与する場合は、含み益がないのでみなし譲渡所得課税は適用されません。不動産を個人が譲渡した場合、他の所得とは区分した申告分離課税となります。

税率は、土地や建物を買った年の一月一日現在で、所有期間が五年を超える「長期譲渡所得」

が所得税一五%（住民税五%）、五年以下の「短期譲渡所得」が所得税三〇%（住民税九%）です（別途復興特別所得税がかかります）。

(2) 同族会社への贈与

同族会社に贈与した場合、同族会社の株式等の価額が増加した部分に相当する金額を株主は贈与者から贈与を受けたものとみなされます。

このため、財産を譲渡した個人ともらった同族会社双方に税金がかかるだけでなく、同族会社の株主にも贈与税がかかります。

3 法人から個人

法人は税務上、経済的合理性で行動することを前提として考えられています。したがって、財産を時価で譲渡したとして法人税がかかります。

仕訳で示すと、仕訳2のとおりです。

貸方（右側）は、時価と取得価額との差額が売却益となります。借方（左側）は、法人と個人の間に従業員や役員等の雇用関係があれば次のようになります。

図表2 贈与形式による課税関係

贈与形式	課税関係	
	贈与者	受贈者
①個人から個人	課税なし	贈与税がかかる (基礎控除・特例あり)
②個人から法人	みなし譲渡所得課税 (時価で譲渡とみなす)	法人税がかかる (資産計上・受贈益)
③法人から個人	法人税がかかる	所得税がかかる (給与又は一時所得)
④法人から法人	法人税がかかる	法人税がかかる (資産計上・受贈益)

す。

- ・ 従業員の場合 ↓ 賞与
- ・ 役員等の場合 ↓ 役員賞与
- ・ 雇用関係がない場合 ↓ 寄附金

贈与税は、個人から財産をもらった時にかかる税金です。会社など法人から財産をもらった時は個人には贈与税がかかりませんが、所得税がかかることになっています。

一時所得の計算方法

一時所得の金額
= 総収入金額 - その収入を得るために支出した金額 (※) - 特別控除額 (最高 50 万円)

※ その収入を生じた行為をするため、又は、その収入を生じた原因の発生に伴い、直接要した金額に限ります。

この場合、法人と個人間に雇用関係があれば「給与所得」として、雇用関係がなければ「一時所得」として処理します。

一時所得に該当する場合には、右のように算定され、その二分の一に相当する金額が総所得金額に算入されます。

4 法人から法人

財産を贈与した法人は、前記3と同様に財産を時価で譲渡したとして法人税がかかります。

一方、財産を受贈した法人は、財産を時価でもらったことになり、受贈益に法人税がかかります。

劣後ローン融資制度

コロナ禍により、大小を問わず企業では売り上げが急減し、自己資本が毀損されているところが多くあります。現在、政府の緊急経済対策として日本政策金融公庫の特別貸付やセーフティネット保証をはじめとする緊急融資が行われており、これらを利用して当面の資金確保がなされています。

多くの融資利用者は、企業維持に迫られた形で負債が増えています。その一方で、コロナ禍であぶり出された経営課題に向き合い事業の立て直し、変革を進めようとしています。

この事業の立て直し、変革には「時間」が必要です。そこで、通常の融資を補完する資本増強策として、融資制度「劣後ローン融資制度」があります。同制度は、まだ中堅企業等の数少ない利用に止まっていますが、今後の経営基盤強化策として中小企業の経営者の方も知っておく必要があります。

す。

劣後ローン融資制度のメリット・デメリットは、以下のとおりです。

〈メリット〉

- ① 元本の返済順位が他の債権よりも低価値であること
- ② ほとんど5～15年の期間を定め、期間終了後（満期時）に元本一括返済するものであること
- ③ 借入期間中に元本の返済はなく、金利のみを支払うもので、手元資金として置いておけること
- ④ 借入金なので負債ではあるが、金融機関は資本とみなす（疑似資本）こと

〈デメリット〉

- ① 元本の返済順位が他の債権より低い価値であることから、金融機関にとっては貸倒れのリスクがあるため、通常の融資よりも金利が高くなること
- ② 金融機関にとって融資対象の企業とは連携し事業を推進していくことになり、資料の提出、説明に時間がかかること

地域人口の減少

新聞、テレビ等マスコミは、盛んに日本の人口減少問題を報道しています。

減少の要因は、一人の女性が一生の間に生む子供の数（合計特殊出生率）の低迷が続いていることです。

この出生率減少の算出には、次の数式で考えると明確になります。例を挙げて計算してみましょう。

ある都市の人口は100万人で、毎年1%ずつ人口が減少。このとき、この年のn年後（nは1年後、2年後…10年後）では、人口は「複利計算」によって、「 $100(1 - 0.01)^n = 100 \times 0.99^n$ 」です。

この式に従い人口の変化を追うと、現在100万人の場合、10年後90.4万人、20年後81.7万人、30年後73.9万人、40年後66.8万人、50年後60.5万人となります。

そして、50年後には100万人都市は、半減に近い60万人都市になるということです。

仕事・私事・志事

「うちは個人商店ですよ。僕は会社で働きたいんです、そうやってB君を皮切りに九名いた社員の七名が辞めました。運送業のAさんは、さすがに落ち込み、自信が揺らぎました。そして、社員である「ヒト」(人間)を相手にすることは、カネやモノの扱いとは大いに違うことに気が付きました。今までは仕事は自分がない

とまわっていない感じ(「仕事」は「私事」でした。葛藤はあつたものの「社員を信じる心、任せる度量、待つことの勇気が必要」と仕事を任せることに踏み切りました。任せ方を知らない社長と任せられたことのない社員のとまどいが生じるもの…。しかし、結果、社員の士気が上がり、三年もすると経営は安定していききました。まさに、「仕事」は「志事」である、と言えるでしょう。